

## 裁 決 書

審査請求人

特定非営利活動法人

ホテルのふるさと瀬上沢基金

理事長 角田 東一

横浜市港南区港南台9-30-31

処分庁

横浜市長

審査請求人が、平成31年2月26日に提起した「栄区上郷町地区地区計画」に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 1 主文

本件審査請求を却下する。

### 2 事案の概要

横浜市長は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第19条及び第21条等の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2第1項）の変更（以下「本件整開保の方針変更」という。）及び栄上郷町地区地区計画（法第12条の4第1項第1号）の決定（以下「本件地区計画決定」という。）等を行い、これらについて、法第20条第1項及び第21条第2項の規定に基づき平成30年3月15日に告示した。

審査請求人は、本件地区計画決定が、周辺住民のおおむねの賛同を得ておらず、周辺住民の人権を侵害する等として、本件地区計画決定の撤回を求めて審査請求をした。

なお、審査請求人は、本件地区計画決定があったことを知った日を、平成30年12月17日としている。

### 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 周辺住民のおおむねの賛同を得ていない決定は、周辺住民の人権を侵害する。
- (2) 説明会、意見書、公聴会及び署名での圧倒的多数の反対意見を無視しているのは非民主的であり、参加住民の人権を侵害する。

- (3) 不適切な資料に基づく環境評価は、周辺住民の生活環境に甚大な災害を及ぼす恐れがある。
- (4) 自然破壊による緑地減少は、横浜市民の生活環境に被害を及ぼす。
- (5) 人口減少時代のインフラの増設は、不必要な負担増により、横浜市民に不利益を及ぼす。
- (6) 貴重な深田製鉄遺跡の消滅は、国家レベルの文化的不利益を及ぼす。
- (7) 閑静な住宅地域に交通量の多い新しい道路を新設することは、周辺住民の生活環境に被害を及ぼす。

#### 4 理由

##### (1) 処分性について

本件審査請求は、審査請求に係る処分の内容として、「栄区上郷町地区地区計画」としているところ、同地区計画を行政庁の処分と解し、審査請求（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 2 条）を申し立てたものとみることができる。

ここで、審査請求の対象となる行政庁の処分とは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項における「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と同義と解されており、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するものではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解されている（最判昭和 39 年 10 月 29 日・昭和 37 年（オ）第 296 号参照）。

本件審査請求の対象とされている栄上郷町地区地区計画の決定は、法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定されている地区計画の決定であるところ、「地区計画の決定、告示は、区域内の個人の権利義務に対して具体的な変動を与えるという法律上の効果を伴うものではなく、抗告訴訟の対象となる処分には当たらないと解すべきである」とされている（最判平成 6 年 4 月 22 日・平成 5 年（行ツ）第 48 号）。そうすると、本件地区計画決定は、審査請求の対象となる処分には当たらないと解するのが相当である。

したがって、本件審査請求は、不適法である。

##### (2) 審査請求期間について

行審法第 18 条第 1 項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月…を経過したときは、することができない。」と規定する。この「処分があったことを知った日」とは、法における都市計画事業の認可のように、処分が個別の通知ではなく告示をもって多数の関係権利者等に画一的に告知される場合には、そのような告知方法が採られている趣旨にかんがみて、告示があった日をいうと解するのが相当であるとされている（最判平成 14 年 10 月 24 日・平成 12 年（行ヒ）第 174 号参照）。

本件地区計画決定は、法第 21 条第 2 項において準用する法第 20 条第 1 項

に基づき、平成30年3月15日に告示されている。

したがって、本件審査請求は、審査請求期間を徒過して審査請求が申し立てられており、不適法である。

なお、行審法第18条第1項ただし書は、「正当な理由があるときは、この限りでない。」としており、処分があったことを知った日から3月を経過した後においても、「正当な理由」があるときは審査請求をすることができる。この「正当な理由」について、処分等が告示等によってされたものの、当事者が通常では処分等を知る機会がなかった場合には、「正当な理由」を認めてよいと解されている。

審査請求人は、「施行期日記入されていなかった為、平成30年12月6日付で市長に問い合わせた結果平成30年12月17日付の回答で処分があったことを知りまし。」「として、「正当な理由」について、本件整備保の方針変更について一般の閲覧に供された関係図書に施行期日が記載されていなかったことを挙げている。しかし、法第20条第3項は「都市計画は、第1項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。」と規定していることから、都市計画決定の効力発生日は法文上明らかであり、関係図書に施行期日記載がないことは、「正当な理由」には当たらない。

(3) 結論

よって、本件審査請求は、その余の点について判断するまでもなく、不適法なものであるから、主文のとおり裁決する。

この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市の訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めすることはできず、また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和元年5月8日

横浜市長 林 文子

これは原本と相違ないことを証明する。

令和元年5月8日

横浜市長 林 文子



総法第59号  
令和元年5月8日

特定非営利活動法人  
ホテルのふるさと瀬上沢基金  
理事長 角田 東一 様

横浜市長 林 文子



審査請求に係る裁決書の送付について

平成31年2月26日になされた審査請求について裁決をしたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、別添のとおり、裁決書の謄本を送付します。

総務局総務部法制課  
担当：佐々木・島・堀口  
電話：045-671-3926  
FAX：045-664-5484  
e-mail：so-gyohuku@city.yokohama.jp